年度における元利償還金（この表市町村の項第 6 号算式の符号 AD の総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金を除く。）

C_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成 16 年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成 16 年 4 月 20 日付け総財経第 92 号）により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業」という。）、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、下水道資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債、地方債計画に計上されない地方債、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 78 条第 2 項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成 23 年度から平成 29 年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成 23 年度から平成 29 年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額（この表市町村の項第 6 号算式の符号 AD の総務大臣が算定して通知した額の基礎となった地方債の額を除く。以下算式の符号 E_n、G_n、I_n 及び M_n において同じ。）

$D_{11} = 0.026$

$D_{12} = 0.025$

年度における元利償還金（この表市町村の項第 6 号算式の符号 AD の総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金を除く。）

C_n　流域下水道の整備事業、公共下水道幹線管渠等整備事業及び農業集落排水施設の整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（「平成 16 年度の下水道事業債の取扱いについて」（平成 16 年 4 月 20 日付け総財経第 92 号）により更新事業に区分された地方債（以下この号において「更新事業」という。）、災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財政健全化のために発行を許可された地方債、臨時財政特例債、下水道資本費平準化債、下水道事業債特例措置分、下水道事業債臨時措置分、供用開始前の施設又は供用開始後の施設のうち未利用分に係る地方債の元利償還金に充てるため発行を許可された地方債、終末処理場、ポンプ場、下水道庁舎及び取付道路の施設を当該年度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債、地方債計画に計上されない地方債、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 78 条第 2 項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成 23 年度から平成 29 年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成 23 年度から平成 29 年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額（この表市町村の項第 6 号算式の符号 AD の総務大臣が算定して通知した額の基礎となった地方債の額を除く。以下算式の符号 E_n、G_n、I_n 及び M_n において同じ。）

$D_{11} = 0.026$

$D_{12} = 0.025$